

施設等一時使用申請書

年 月 日

独立行政法人国際協力機構
横浜センター所長 殿

申請者： 住所
 団体名
 代表者氏名

使用上の遵守事項を了承の上、セミナールーム等の一時使用を下表のとおり申請します。

施設等一時使用承認書

年 月 日

申請者殿

独立行政法人国際協力機構
横浜センター所長（公印省略）

貴殿より申請のあったセミナールーム等の一時使用につき、下表のとおり承認します。

代表者名 (使用責任者)	所属、氏名： 電話番号：
部屋名称	
使用日時 (準備・片付時間を含む)	
使用人数	
使用目的 (内容の詳細)	
特記事項	(要人の出席予定があれば当欄に記載下さい)
JICA 名義使用	<input type="checkbox"/> 有（後援／協力／協賛） <input type="checkbox"/> 無
使用料 ※JICA 記入欄	

写：東京ビジネスサービス株式会社（施設管理・運営業務）

※JICA 名義使用が有の場合は別途『後援名義等使用申請書』の提出が必要になります。

関連リンク先 (https://www.jica.go.jp/yokohama/office/kouen_shinsei.html)

※室内の机の配置・機器の設置・飲食の注文等を希望される場合は別途『設営依頼書』を提出してください。

なお、設営依頼には施設使用料とは別に料金が発生しますので御留意ください。

関連リンク先 (<https://www.jica.go.jp/yokohama/office/shisetsu/riyou.html>)

使用上の遵守事項

1. 使用者は、常に善良な管理者の注意をもって施設を使用すること。
2. 使用者は、承認を得た以外の者に施設を使用させないこと。
3. 使用者は、承認を得た以外の目的で施設を使用しないこと。
4. 使用者は、施設の使用後は、原状回復のうえ返還すること。
5. 使用者は、施設の使用に伴って支出した有益費について、機構に対し一切請求しないこと。
6. 使用者は、使用者の責に帰すべき事由により施設を荒廃させ又は毀損した場合、あるいは機構に損害を与えた場合、機構が定めた額を損害賠償として機構に支払うこと。
7. 使用者は、施設の使用中に事故等が発生した場合は、責任を持って処置を行うこと。
8. 使用者は、施設の使用に伴って使用した光熱水料等が著しいと機構が認めた場合には、機構が定めた額を使用料に加えて支払うこと。
9. 使用者は、機構から施設の使用状況について報告を求められた場合、調査に応じること。
10. 使用者は、機構規程による環境マネジメントの実施に協力すること。
11. 機構が使用者に対して承認する一時使用は、民法の賃貸借の規定で考えるものであり、借地借家法（平成3年法律第90号）は適用されないものとする。
12. 機構は、使用者が以上の条件に違反した場合、使用承認の全部又は一部を取消すことがあることがある。